

### 第3節 資本増強制度への対応

#### I 地域金融機関等に対する金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「早期健全化法」）に基づく資本増強

平成12年7月以降、金融再生委員会が終了する平成13年1月にかけて、金融再生委員会では、早期健全化法に基づき、下記（1）の3銀行に対して公的資金による資本増強を承認したが、これらの審査においては金融庁において把握している各銀行の経営状況や財務内容を踏まえて行われた。（資料9-3-1、2参照）

金融再生委員会の機能を引き継いだ金融庁では、平成13年1月から3月にかけて、同様に下記（2）の4銀行に対して公的資金による資本増強を顧問会議の議を経て承認した。（資料9-3-3～6参照）

##### （1）金融再生委員会において承認された銀行

- ・ 千葉興業銀行、八千代銀行（平成12年9月12日承認）
- ・ 日本債券信用銀行（平成12年9月14日承認）

##### （2）金融庁において承認された銀行

- ・ 関西さわやか銀行（平成13年3月8日承認）
- ・ 東日本銀行（平成13年3月13日承認）
- ・ 近畿大阪銀行（平成13年3月22日承認）
- ・ 岐阜銀行（平成13年3月29日承認）

また、協同組織金融機関については、協同組織金融機関の優先出資に関する法律の法整備を受け、平成12年6月29日、金融再生委員会により「協同組織金融機関の資本増強についての基本的考え方」が公表されている。（資料9-3-7参照）

#### II 資本増強行に対するフォローアップ

平成11年6月29日に金融再生委員会において公表された「早期健全化法により資本増強を受けた金融機関のフォローアップ（骨子）」等を踏まえ、決算期にあたる平成12年3月期、平成12年9月期については、金融再生委員会において履行状況報告を求め、公表し、平成12年6月期、平成12年12月期については、金融庁において定性的なヒアリングを行った。金融再生委員会終了後においては、金融庁が双方のフォローアップを行うこととなる。（資料9-3-8～12参照）

### Ⅲ 優先株式の売却

早期健全化法に基づき三菱信託銀行より引き受けた優先株式について、同行からの申出に対し、預金保険機構において、所要の事項について確認を行った上、平成 12 年 11 月、金融再生委員会に報告し、その後、第三者への売却を行っている。